

監査基準報告書 900「監査人の交代」の改正について

2023年1月12日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書 900</p> <p style="text-align: center;">監査人の交代</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2013年6月17日 改正 2015年5月29日 改正 2018年10月19日 改正 2019年6月12日 改正 2021年8月19日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 最終改正 2023年1月12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第41号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 《1. 監査業務の引継 - 監査人予定者及び監査人》 (省 略)</p> <p>12. 監査人予定者は、監査人の交代に際して、基本原則の遵守の阻害要因の重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減できないと判断した場合は、当該業務の契約を締結してはならない(A6項参照。倫理規則R320.4項及び第320.4 A1項参照)。 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 《1. 監査業務の引継 - 監査人予定者及び監査人》 A1. 倫理規則は、専門業務を実施するに際し、次の基本原則の遵守を求めている。 (1) 誠実性</p>	<p>監査基準報告書 900</p> <p style="text-align: center;">監査人の交代</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2013年6月17日 改正 2015年5月29日 改正 2018年10月19日 改正 2019年6月12日 改正 2021年8月19日 改正 2022年6月16日 最終改正 2022年10月13日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第41号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 《1. 監査業務の引継 - 監査人予定者及び監査人》 (省 略)</p> <p>12. 監査人予定者は、監査人の交代に際して、基本原則の遵守の阻害要因の重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減できないと判断した場合は、当該業務の契約を締結してはならない(A6項参照。倫理規則R320.4項及び第320.4 A1項参照)。 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 《1. 監査業務の引継 - 監査人予定者及び監査人》 A1. 倫理規則は、専門業務を実施するに際し、次の基本原則の遵守を求めている。 (1) 誠実性の原則 (2) 客観性の原則</p>

新	旧
<p>(2) 客観性 (3) 職業的専門家としての能力及び正当な注意 (4) 守秘義務 (5) 職業的専門家としての行動</p> <p>倫理規則R320.4項から第320.4 A4項では、監査人の交代を依頼された場合、これらの基本原則を遵守するために概念的枠組みアプローチを適用することが求められている。概念的枠組みアプローチに基づき、監査人予定者及び監査人は、基本原則の遵守に対する阻害要因を識別及び評価し、当該阻害要因が許容可能な水準にないと判断する場合には、阻害要因を除去するか、又はセーフガードを適用して許容可能な水準にまで軽減することになる（第6項参照）。</p> <p>A2. 付録1に「監査人予定者の指定に関する通知書」の文例が示されている（第7項参照）。</p> <p>なお、グループ監査において、<u>グループ監査人と構成単位の監査人が同一法人又は同じネットワークに属する場合、グループ監査人が当該通知書を親会社からグループ単位で一括して入手しているときは、構成単位の監査人は、グループ監査人から監査人の交代に関する通知を受けることもある。</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>《IV 適用》</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本報告書（2022年10月13日）のうち、倫理規則に関する事項は、<u>2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本報告書を、倫理規則（2022年7月25日変更）と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。</u>なお、品質管理に関する事項は、2022年6月16日付け改正の品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」と同時に適用する。 本報告書（2023年1月12日）は、<u>2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。</u>その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」（2022年6月16日）と同時に適用する。なお、2022年6月16日付けで改正された品質管理基準に関する事項は、品質管理基準委員会報告書第1号（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220（2022年6月16日）と同時に適用する。さらに、本報告書（2022年10月13日及び2023 	<p>(3) 職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則 (4) 守秘義務の原則 (5) 職業的専門家としての行動の原則</p> <p>倫理規則R320.4項から第320.4 A4項では、監査人の交代を依頼された場合、これらの基本原則を遵守するために概念的枠組みアプローチを適用することが求められている。概念的枠組みアプローチに基づき、監査人予定者及び監査人は、基本原則の遵守に対する阻害要因を識別及び評価し、当該阻害要因が許容可能な水準にないと判断する場合には、阻害要因を除去するか、又はセーフガードを適用して許容可能な水準にまで軽減することになる（第6項参照）。</p> <p>A2. 付録1に「監査人予定者の指定に関する通知書」の文例が示されている（第7項参照）。</p> <p>なお、グループ監査において、<u>グループ監査チームと構成単位の監査人が同一法人又は同じネットワークに属する場合、グループ監査チームが当該通知書を親会社からグループ単位で一括して入手しているときは、構成単位の監査人は、グループ監査チームから監査人の交代に関する通知を受けることもある。</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>《IV 適用》</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本報告書（2022年10月13日）のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日から適用する。ただし、倫理規則（2022年7月25日変更）と併せて早期適用することを妨げない。なお、品質管理に関する事項は、2022年6月16日付け改正の品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」と同時に適用する。

新	旧
<p>年1月12日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本報告書を、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> • 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則(2022年7月25日変更) (修正箇所:第6項、第11項から第13-2項、第18項、第20項、A1項及びA3項) － 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) (上記以外の修正箇所) • 本報告書(2023年1月12日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則(2022年7月25日変更) (修正箇所:第12項及びA1項) － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(2023年1月12日改正) (上記以外の修正箇所) </div> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《付録3 監査調書の閲覧に伴う守秘義務に関する承諾書の文例》 (A11項参照)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(注2) 監査調書の閲覧を依頼する第三者には、会社の親会社の監査人(グループ監査人)などが想定される。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: right;">以 上</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> • 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則(2022年7月25日変更) (修正箇所:第6項、第11項から第13-2項、第18項、第20項、A1項及びA3項) － 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) (上記以外の修正箇所) </div> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《付録3 監査調書の閲覧に伴う守秘義務に関する承諾書の文例》 (A11項参照)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(注2) 監査調書の閲覧を依頼する第三者には、会社の親会社の監査人(グループ監査チーム)などが想定される。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上